

# 秋田市庁内定型業務RPA導入業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

秋田市庁内定型業務RPA導入業務委託（以下「本業務委託」という。）

## 2 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、本市の庁内定型業務にRPAを導入するにあたり、導入スキームや運用ノウハウを有する民間事業者の企画提案を広く募集し、RPAの導入を効果的に推進するため、最も適切な者を本業務委託の契約候補者として選定することを目的として実施するものである。

## 3 業務内容

別添「秋田市庁内定型業務RPA導入業務委託仕様書」のとおり。

## 4 委託期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日までとする。

## 5 提案上限金額

1,684,410円(消費税および地方消費税を含む。)

※本プロポーザルで調達したライセンスは令和5年度以降も継続して使用し、必要に応じてライセンスの追加を行う予定

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 秋田市内に本社、本店、支店又は営業所等を有すること。
- (2) 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体に対してRPAの導入実績があり、これを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 市税に滞納がないこと。
- (6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

## 7 日程

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により予定を変更する場合がある。

令和4年	6月	8日(水)	公募開始	
令和4年	6月15日(水)		本業務委託に関する質問書	本市への提出期限
令和4年	6月21日(火)		本業務委託に関する質問書	提案者への回答期限
令和4年	6月24日(金)		参加表明書等提出期限	
令和4年	7月	4日(月)	企画提案書提出期限	
令和4年	7月	8日(金)	企画提案書に関する質問書	提案者への提出期限
令和4年	7月15日(金)		企画提案書に関する質問書	本市への回答期限
令和4年	7月22日(金)		審査結果の通知および公表	
令和4年	7月下旬		契約締結	
令和4年	8月		業務委託開始	

## 8 本市への質問の受付および回答

本業務委託に関し質問がある場合は次の定めによるものとし、他の方法による質問は一切認めない。また、本プロポーザルに直接関係する質問にのみ回答するものとし、不適切な質問に対しては回答しない。

### (1) 質問方法

秋田市デジタル化推進本部メールボックス ro-hqdx@city.akita.lg.jp  
にPDF形式で送付すること。(到達を電話で確認すること。)

件名は「秋田市庁内定型業務RPA導入業務委託に係る質問」とすること。

### (2) 質問様式 質問書(様式1)

### (3) 質問書提出期限 令和4年6月15日(水) 午後5時まで

### (4) 回答方法

質問と回答は、6月21日(火)までの間に随時、秋田市公式ホームページで公開する。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1034805.html>

## 9 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出様式

ア 参加表明書(様式2)

イ 会社概要(様式3)

ウ 業務実績書(様式4)

令和2年度以降の自治体へのRPA導入実績について契約毎に記載すること。導入したソフトウェアは問わない。なお、記載した業務に係る契約書の写

し(業務名、金額、署名等が分かる部分のみで可)を添付すること。また、1つの導入実績で複数業務に導入した場合は仕様書等の写し(業務内容がわかる部分のみで可)を添付すること。

エ 業務実施体制(様式5)

「役割」の欄については、実体制に沿って名称等を変更しても差し支えない。

オ 誓約書(様式6)

カ 納税証明書(写し可)

(ア) 秋田市に納めた法人市民税(直近の営業年度のもの)

(イ) 秋田市に納めた固定資産税(申請日において納付期限が到来している分までの直近4期分の証明書。なお、課税されていない場合や固定資産を有していない場合は、その証明書を提出してください。)

※納税証明書に代わって、納付を証明できる書類の提出でも可とします。

※新型コロナウイルス感染症等に係る影響により納税の猶予を受けている場合は、その旨が記載されている納税証明書等を提出してください。

(2) 提出期限 令和4年6月24日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

秋田市デジタル化推進本部メールボックス ro-hqdx@city.akita.lg.jp  
にPDF形式で送付すること(到達を電話で確認すること。)

## 10 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別添「秋田市市内定型業務RPA導入業務委託に係る公募型プロポーザル提案書等作成要領」に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 提出期限 令和4年7月4日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

秋田市デジタル化推進本部メールボックス ro-hqdx@city.akita.lg.jp  
にPDF形式で送付すること(到達を電話で確認すること。)

## 11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) 提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 複数の提案を行った場合

(5) 業務参考見積の金額が提案上限金額を上回る場合

(6) 本プロポーザルの公告後、本業務委託に関することで審査委員に接触を求めた場合

## 12 参加者への質問および回答

企画提案書に関し本市から参加者に質問がある場合は、次の定めによるものとする。

### (1) 質問方法

企画提案書に記載のメールアドレスに送付（到達を電話で確認する。）

件名は「秋田市庁内定型業務RPA導入業務委託に係る質問」とする。

### (2) 質問様式 質問書（様式8）

### (3) 質問書提出期限 令和4年7月8日（金） 午後5時まで

### (4) 回答方法

秋田市デジタル化推進本部メールボックス ro-hqdx@city.akita.lg.jp

に送付すること（到達を電話で確認すること。）。

### (5) 回答様式 質問書（様式8）

※本市が送付したファイルの回答欄に記載し、送付すること。

### (6) 質問書回答期限 令和4年7月15日（金） 午後5時まで

## 13 書類審査

企画提案書の審査は内容に基づき、「秋田市庁内定型業務RPA導入業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」が書面により行うこととし、プレゼンテーションは行わない。

### (1) 審査日

令和4年7月21日（木）

## 14 最終選定結果

### (1) 契約候補者の選定

選定は「秋田市庁内定型業務RPA導入業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」に基づき評価を行い、得点が最も高い者を契約候補者とする。同点の者がいる場合は、審査委員会で協議の上、順位を決定する。

### (2) 最終選定結果の通知と公表

各提案者に係る最終選定結果（評価点数と順位）は、令和4年7月22日（金）に書面で通知する。また、各提案者（契約候補者以外の名称を除く。）の評価点数を秋田市公式ホームページで公表する。

### (3) 非選定理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求められることができる。

ア 提出様式 様式自由

イ 提出方法

秋田市デジタル化推進本部メールボックス ro-hqdx@city.akita.lg.jp  
にPDF形式で送付すること（到達を電話で確認すること。）。

(4) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面（電子メール）により通知する。

## 15 契約の締結

前述により選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。協議に当たっては契約候補者が議事録を作成し、本市の承認をもって議事録とし、双方合意の上で契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は、次順位の者から順に、契約締結の協議を行う。

## 16 その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 参加表明書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届(様式自由)を提出するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 提出された書類等は、審査および説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- (8) 提案者が1者であっても書類審査まで実施する。
- (9) この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

## 17 担当部署

秋田市デジタル化推進本部（秋田市本庁舎4階）  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
電話：018-888-5491  
E-mail：ro-hqdx@city.akita.lg.jp